



Tax watch update

Issue No. 7

2010年8月

はじめに	2
付加価値税	2
個人所得税	2
法人所得税	3
関税	4



はじめに

Tax watch update の過去号と同様に、ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

付加価値税 (VAT)

財務コンサルタント業務に対する VAT

2010 年 6 月 14 日、税務総局は証券会社の財務コンサルタント業務に対する VAT に関する Official Letter 2061/TCT-CS を公表した。この Official Letter によると、財務コンサルタント業務（証券の発行・公示のコンサルタント業務を含む）は証券ビジネスに属せず、VAT の税率 10% の適用となります。

2008 年 12 月 26 日付け Circular 129/2008/TT-BTC によると、証券媒介、証券投資のコンサルタントなど証券ビジネスは VAT 課税対象外です。

外国人専門家の家賃に対する VAT 控除

2010 年 07 月 22 日、税務総局は外国人専門家の家賃に対する VAT 控除に関する Official Letter 2696/TCT-CS (Official Letter 2696) を公表しました。この Official Letter によると、外国人専門家はベトナムに就業し、ベトナムにて管理役職に就き、ベトナム事業体との労働契約書を根拠に給与を受ける場合、ベトナム事業体が支払った家賃は、規定に基づき個人所得税の課税所得に計算されます。この場合、ベトナム事業体は該当家賃の VAT の控除、還付申請はできません。

外国人の専門家は外国企業の従業員であり、外国企業の異動指示を受け、ベトナムでの就業期間に外国企業からの給与及び待遇規定を受け、同時に外国企業とベトナム事業体との契約書には「ベトナム事業体はベトナムでの就業期間に外国専門家の住居に関する費用を負担する」と明記されている場合、ベトナム事業体が支払った外国専門家の家賃の VAT は規定に基づき、控除し、還付申請をすることが出来ます。

すなわち、外国人専門家は任命書或いはベトナム企業体との労働契約に基づき、ベトナムで就業し、給料はベトナム事業体が負担をした場合、ベトナム事業体が外国専門家の為に支払った家賃の VAT の控除、還付申請はできません。

更に、VAT が控除されない場合、事業体は以下の主要な点に留意する必要があります。

- (i) ベトナム事業体が、外国専門家の為に支払った家賃は該当専門家の個人所得税の課税所得となります。

(ii) 2009年の専門家の家賃のVATを控除した事業体はOfficial Letter 2696の規定に適合するために、法人所得税の確定申告書及びVAT申告書を調整しなければなりません。

個人所得税

複数箇所からの所得に対する個人所得税の申告

2010年6月4日付にて、税務総局は個人所得税の申告に関するOfficial Letter 1953/TCT-TNCNを公表しました。このOfficial Letterによると、複数箇所より給与所得がある居住者に対しては3ヶ月以上の労働契約を締結する所に累進課税方法を適用する；労働契約がない所或いは3ヶ月以下の労働契約がある場合には、給与支払い者は、50万ドン以上の所得の支払の都度、10%を個人所得税として源泉徴収をすることが求められています。

ベトナムに於ける国際組織、外国人、大使館、領事館より所得を受けるベトナム人は、税務当局に直接に申告を行う旨の登記をします。

日当に関する新たな規則

2010年7月6日、財務省は日当制度に関するCircular 97/2010/TT-BTCを公表しました。従って、滞在手当は7万ドン/日（2007年3月21日付けCircular 23/2007/TT-BTCによる）から15万ドン/日に増加しました。

2008年12月26日付けCircular 130/2008/TT-BTCによると、財務省の規定金額より2倍以上の日当を支払う場合、規定以上の分は法人税の計算に際しての損金算入費用として認められないと共に、個人所得税の課税対象となります。

Circular 97/2010/TT-BTCの政令は署名日の45日後より発効となり、Circular 23/2007/TT-BTCに取って代わります。

社会保険料に対する個人所得税

税務総局の2010年6月17日付けOfficial Letter 2124/TCT-TNCNによると、営業所得がある個人は任意社会保険に参加する場合、任意社会保険料は個人所得税の所得計算においては控除できません。財務省の2010年1月11日付けCircular 02/2010/TT-BTC（Circular 02）によると、強制的社会保険料は個人所得税の所得計算において控除されます。

Circular 02においても、ベトナムの外国人居住者、海外で就業するベトナム人居住者は海外の営業所得、給料、賃金があり、ベトナム規定に類似する社会保険、健康保険、失業保険、業務責任保険など強制的保険を納めた場合、それら保険の納付金額は個人所得税を計算する時に、営業所得、給料、賃金から控除される。控除根拠は保険機関の領収書、或いは控除を行い納付した保険料の証明書（所得支払者に保険機関に納める場合）となります。

法人所得税

欠損金の繰越

現行規則によると、税金の確定申告後に、赤字となる場合、税金確定申告年度の欠損金を、翌年度の課税所得に繰越することができるが、欠損金が発生した年度からの欠損金の連続繰越期間は5年間を超えてはならないとされています。

2010年5月7日に、税務総局はOfficial Letter 1534/TCT-CSを公表し、事業体が四半期単位に欠損金を繰越してはいけないと指導しました。税金確定申告後のみに、一年度の欠損金があり、またその欠損金が発生した年度の翌年度に繰越することができるので、年度単位に欠損金の繰越しを行わなければなりません。

控除されない賞与

法人所得税に関する 2008 年 12 月 26 日付 Circular 130/2008/TT-BTC によると、労働者への賞与は給与の性質を有しない、或いは労働契約書・労働協約において支給する要件が明記されていない場合、法人所得税の課税所得から控除を行えないとされています。しかし、「給与の性質を有しない」についての、具体的なガイドランスが公表されていませんでした。

1010 年 6 月 17 日に税務総局は Official Letter 2138/TCT-CS を公表し、この不明瞭な点を明確に説明しました。従って、『給料性質を有しない賞与』とは労働者に突然に支給し、労働契約書或いは労働協約に支給する要件が規定されていない賞与となります。

従って、従業員に支給した賞与の控除を行う為に、事業体は賞与に関する明確な規定があり、労働契約書或いは労働協約には支給を行う要件を明記する必要があります。

関税

輸入税の計算価格を査定する時の勧告

輸入品を早く開放するために、税関総局は「リスク管理物品の一覧表、及び重点的物品の一覧表に所属しない輸入品に対しては、税関当局が申告した価値に疑問がある場合においても、すぐに通関をさせる」と再度確認をしました。但し、通関後に当局の部門 (aftet-custom clearance division) にて、輸入税の計算価格に関する要素等を明確にします。従って、税関当局の勧告申請、検査をサポートできるように、物品を輸入した事業体は輸入品に関する書類、情報を十分に保管をする必要があります。

上記の規則は税関総局の 2010 年 7 月 15 日付け Official Letter 3924/TCHQ-TXNK に明記されています。

特別優遇輸入税率の適用

ベトナムが締結した自由貿易協約に基づき、特別優遇輸入税率を適用する要件の一つは特別優遇税関政策を授受する国、或いは領地から輸入されたと証明できる原産地証明書 (C/O) の提出が要件となります。輸入関税申告書を登記してから 30 日間以内に、C/O を提出することも認められています。この期限を越えて、C/O を提出していない場合、暫定的に普通優遇税率にて計算されますが、後日に有効な C/O を提出できる場合、特別優遇税率で再計算することができます。一般的に、輸入毎に発行される C/O は発行日より 1 年間有効とされます。

税関総局の 2010 年 7 月 26 日付け Official Letter 4141/TCHQ-TXNK は上記の件を確認しました。

略称一覧

CIT	法人所得税	MoC	建設省	PIT	個人所得税
DTA	二重課税防止協定	MoF	財務省	SBV	ベトナム中央銀行
EPE	輸出加工企業	MoIT	工業貿易省	SI	社会保険
FC	外国契約者	MoLISA	労働傷病兵社会福祉省	SSC	国家証券委員会
FCT	外国契約者源泉税	OL	Official Letter	SST	特別売上税
FIE	外国投資企業			VAT	付加価値税
GDT	税務局	NRT	天然資源税	VAS	ベトナム会計システム
GDC	税関局				

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	ディレクター
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フィン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン Ronelle.Aceron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フィン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

中島 敬仁 (ホーチミン)
Takahito.Nakajima@vn.ey.com
安西 冬樹 (ハノイ)
Fuyuki.Anzai@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000049

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn